平成２６年　３月１４日

南砺市長　田中　幹夫　殿

南砺市協働のまちづくり推進会議

委員長　沖田　光弘

提　言　書

平成２４年７月に施行された、南砺市まちづくり基本条例は、わたしたちが、このまちに「生まれてきてよかった」、「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちになることを願い、市民が主体のまちづくりが進められるよう定められたものである。

条例施行より１年８カ月が経過し、当推進会議では、条例の運用や推進状況を確認・検討してきた。今年度の取り組みとして推進会議の運営方法を部会形式とし、「住民自治組織」、「協働の推進」、「市民参画・情報共有」の３つの部会に分け、取り組みの課題や解決方法について話し合った。市民や市民団体によっては、取り組みが進められている点や、まだまだ取り組みが足りない点など、協働に対する意識に差があり、全体的に底上げが必要であることが感じられたことから、今回、委員会として提言する。

市長におかれましては、本提言を踏まえて、協働のまちづくりの更なる推進に努められたい。

１．市民参画の手法について

南砺市まちづくり基本条例では、協働のまちづくりの推進にあたっては、市民は、単に行政サービスの受け手にとどまることなく、自らがまちづくりの主体として市政に参画して自らの発言や行動に責任を持つことが求められている。行政は「情報の共有」、「会議の公開」、「意見公募」、「行政評価」など、これまで以上に情報公開と説明責任が求められている。

しかしながら、条例そのものが市民に充分に周知されていないことから、市民がまちづくりの主体として、まだまだ意識と行動のレベルが高くない状況となっている。

このことから、下記の点について提言する。

（１）南砺市まちづくり基本条例の周知について

①市は、自治振興会単位や自治会単位での、わかりやすい説明会を開催すること。

②市は、婦人会や若妻会など、女性団体へのわかりやすい説明会を開催すること。

③市は、広く市民への周知を図るために、広報なんとやケーブルテレビを利用し、条例に興味を持ってもらう取り組みを行うこと。

（２）会議への参画、意見公募について

①会議への参画を促すため、会議内容をわかりやすく周知すること。

②意見公募について、条例・計画の内容をわかりやすくした説明を付記し、意見を得やすくするよう取り組むこと。

③意見公募について、文書による提出以外に、口述による意見提出のしくみを考えること。

④意見公募について、ミニ集会などの開催による対話形式の意見徴収を取り入れること。

（３）行政評価制度の策定について

①行政評価制度の策定時において、市民が理解する機会や意見を募るなど、市民参画による策定を図ること。

２．協働のまちづくりの人材育成について

南砺市まちづくり基本条例では、市は、市民、住民自治組織及び市民団体間の円滑な活動を支援するために必要なコーディネーターを養成して配置する等、協働のまちづくりの推進に努めるものと定めている。

現在は、住民自治組織の活動支援のために「地域づくり支援員」を自治振興会単位で派遣しているが、市と自治振興会とのパイプ役が主な業務で、まちづくり活動を支援するまでの動きは感じられない。

このことから、下記の点について提言する。

（１）コーディネーター（専門員）の養成について

①市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡調整の役割を果たす専門的なコーディネーターの育成を図ること。

②市民、市民団体等の構成員が自ら内部リーダーとなることができるよう、内部リーダーの養成を図ること。

（２）地域づくり支援員の業務について

①支援員の目指す活動を明確にすること。

②支援員同士の情報共有を進めることで、自治振興会の活性化を図ること。

③各組織活動の育成支援や活性化を行うために、福祉や環境等の専門的な支援員の配置を図ること。

（３）職員の地域での活動について

①職員の、地域行事への積極的な参加を求める。

②職員は、政策課題の対応に必要となる知識や能力の向上成果を、市民と共有する機会（研修報告会等）を設けること。

３．関係団体の活性化について

南砺市まちづくり基本条例では、住民自治組織は自治振興会等を中心として住民生活の安心及び安全の確保を図り、福祉文化活動等を活性化するように努めることと定めている。

現在、自治振興会の活動は組織的に行われているが、その活動内容や予算、決算等の情報について、市と市民に広く共有されていないといった課題がある。

また、本条例では、市が出資若しくはそれに準ずる補助を行い、事務を委託し、又は職員を派遣している団体は、情報を公開するよう定めている。

このことから、下記の点について提言する。

（１）自治振興会組織の情報公開について

①規約、事業内容、役員構成、予算、決算について会報等での周知を義務化も含めて指導すること。

（２）幅広い人材の登用について

①組織内の女性役員の比率を、原則として男性又は女性のいずれか一方の割合が７割を超えないよう働きかけること。

（３）団体間の情報共有について

①自治振興会の取り組みは、地域ごとに秀逸なものが多くあることから、それぞれの自治振興会の取り組みを共有する機会を設けること。

（４）出資団体の情報公開について

①市は、出資団体等に対し、自主的にその規約又は定款、役員名簿、業務遂行状況及び経営状況を公開するようガイドラインを作成し、情報公開に努めるよう働きかけること。